

SAGA 2024 基山町実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和5年11月30日（木）15時30分から

場所：基山町役場202会議室

SAGA2024基山町実行委員会 第2回宿泊衛生専門委員会 次第

1 開会

2 事務局長あいさつ

3 報告事項

- 【第1号報告】 SAGA2024基山町実行委員会宿泊衛生専門委員の変更について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 【第2号報告】 燃ゆる感動かごしま国体視察について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 【第3号報告】 SAGA2024国民スポーツ大会卓球競技リハーサル大会の開催に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

4 議案

- 【第1号議案】 SAGA2024基山町弁当調製施設の選定について・・・・・・・・ 8

5 その他

6 閉会

■参考資料

- ①SAGA2024の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ②SAGA2024基山町宿泊衛生専門委員会名簿・・・・・・・・ 5
- ③SAGA2024基山町実行委員会会則・・・・・・・・ 6
- ④SAGA2024基山町実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・ 9
- ⑤SAGA2024基山町宿泊基本計画・・・・・・・・ 12
- ⑥SAGA2024基山町競技別リハーサル大会宿泊実施要項・・・・・・・・ 13
- ⑦SAGA2024基山町弁当調達要項・・・・・・・・ 14
- ⑧SAGA2024基山町医事・衛生基本計画・・・・・・・・ 16
- ⑨SAGA2024基山町医療救護要項・・・・・・・・ 17
- ⑩SAGA2024基山町防疫対策要項・・・・・・・・ 19
- ⑪SAGA2024基山町食品衛生対策要項・・・・・・・・ 20
- ⑫SAGA2024基山町環境衛生対策要項・・・・・・・・ 21
- ⑬各種計画の体系図・・・・・・・・ 23
- ⑭SAGA2024基山町実施本部の設置について・・・・・・・・ 24

S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会宿泊衛生専門委員の変更について

S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会宿泊衛生専門委員の変更について、次のとおり報告します。

(敬称略・順不同)

選出区分	所掌事務	所属機関・団体名	新任者	前任者
宿泊・観光関係	宿泊観光	基山町観光協会	大石 顕	柳島 一清
医療・福祉関係	医療救護	基山町身体障害者福祉協会	松石 純明	村山 嘉昭
町	医療救護	基山町福祉課	戸井 竜二	吉田 茂喜

燃ゆる感動かごしま国体視察について

令和5年10月に「燃ゆる感動かごしま国体」を視察しましたので次のとおり報告します。

1 競技日程・場所

令和5年10月12日～16日 あいハウジングアリーナ松元

2 視察内容・所感

(1) 競技・式典運営について

- ・10月12日に開始式が行われたが、公式練習の時間と被っており多くの選手や監督が参加していなかった。
→開始式は全員参加を原則とし、前日開催を含め開催方法の検討が必要。
- ・結果速報について、会場内の成績掲示板にリアルタイムで結果が書き込まれていたほか、鹿児島市国体専用HPにも試合結果をリアルタイムで更新されていた。
- ・最終日の15時までが決勝で、15時30分からが表彰式の予定であったが、実際は15時45分に決勝戦が終了し、表彰式の開始は16時45分からであった。
→得点計算と賞状筆耕で決勝終了から表彰式開始まで時間がかかったようであり、表彰式開始まで選手を長く待たせてしまっていたので、改善が必要である。

(2) 一般観客について

- ・観客席は常設のものが約400席で、仮設のものが約100席であった。選手・監督・関係者席と一般観客席が分けられておらず、ゾーニングも分けられていなかった。初日は満席になることはなかったが、2日目は観客席の半分をお成りのため制限していたので満席であった。最終日は定員以上で立ち見が多数出るほどであった。
→選手・監督・関係者席と一般観客席を分けずとも混乱は生じておらず、来年の基山町開催時も同様にする。
- ・3日目までは一般観客の観覧は完全予約制で、午前・午後に分けてリストバンドを配布していた。
→観客席数が基山町総合体育館とほぼ同じであり、大きな混乱を避けるため事前予約制を取り入れることを検討する。

(3) おもてなしについて

- ・おもてなしブース（売店）として、飲食関係約5店舗、お土産3店舗、卓球関係業者2店舗であった。休憩所テント（飲食可能エリア）は約100席で、選手や監督も多く利用し、昼の時間はほぼ満席であった。
- ・選手用ドリンクとして選手1人につき1本のポカリスエットと紙コップで松元茶が提供されていた。ふるまいとして袋詰めされたケーキなどが提供されていた。

(4) 駐車場について

- ・選手・監督で約150台、来賓で約20台、業者で約30台、競技役員・関係者で約200台、一般観客で最大約150台の車が駐車されていた。また、選手・監督用の大型バスが昼間に5台程度待機していた。
→国スポ期間中は多くの駐車場が必要となるため、多目的グラウンドの開放を検討する。大型バスやシャトルバスの待機場が必要となり、その動線についても検討が必要。
- ・警備員については、各駐車場の入口やバスの停留所などに配置されていた。

(5) 輸送・宿泊について

- ・選手の宿泊ホテルまでは計画バスが運行させていた。また、競技会場から練習会場までのシャトルバスが約30分に1本程度運行されていた。練習会場として松元中学校と松元小学校が充てられていたが、どちらも駐車場が狭かった。
- ・選手の宿泊ホテルは成年女子、少年男女は鹿児島市内であったが、成年男子は霧島市内であった。霧島市内までは片道1時間半程度かかり、監督会議で監督からの厳しい意見が相次いでいた。
- ・鹿児島市内の交通渋滞のためか、バスの輸送が計画通りいかなかったようである。
→来年度は福岡市内から選手をバス輸送する必要があり、交通渋滞を考慮した余裕をもったダイヤを組む必要がある。
- ・一般観客用に薩摩松元駅から競技会場までシャトルバスが1時間に1～2本程度運行されていた。乗車人数は多くても5人程度であった。薩摩松元駅のシャトルバス乗り場には委託業者とボランティアスタッフの計2名が常駐していた。
→観光案内所としての役割がなく、やや寂しい印象を受けた。来年度は基山駅にシャトルバス乗り場と併せて案内所の設置を検討したい。
- ・競技会場にタクシーが常時5台程度待機されていた。

(6) 弁当について

- ・鹿児島国体では、選手用の幹旋弁当と役員用の支給弁当とは違うものだった。幹旋弁当は紙製の弁当箱に鹿児島の産品を多く使ったメニューであった。
- ・弁当引換所の近くに保冷車が常駐し、常に保冷車から弁当が提供されていた。

(7) お成りについて

- ・ 競技2日目の10月13日に高円宮久子さまが視察された。お成りの情報については、3日前から鹿児島市HPにて公表されていた。10月11日の監督会議にてお成りが午後にある旨が伝えられ、当日朝に鹿児島市HPにて入場を制限する時間が公表された。
→ 昨年のとちぎ国体とは異なり、情報が事前に公表されていたので大きな混乱はなかった。
- ・ 車列は6台であった。
- ・ 入場制限の時間中は受付や休憩所テントは使用禁止となり幕で閉じられていた。
- ・ ロイヤルボックスを前日の競技終了後に観客席に設置し、当日の競技終了後に撤去していた
- ・ お成り当日のみ、一般観覧者入口に金属探知機が導入され、警備員による持ち物検査も行われた。



SAGA2024国民スポーツ大会卓球競技リハーサル大会 の開催について

SAGA2024国民スポーツ大会卓球競技リハーサル大会を開催しましたので、次のとおり報告します。

1 大会概要

- (1) 大会名称 2023年全日本卓球選手権大会（団体の部）
(2) 期 日 令和5年10月20日（金）～22日（日）
(3) 結 果 男子団体戦（全12チーム）
（第1位）ファースト
（第2位）愛知工業大学
（第3位）愛知工業大学名電高校
シチズン時計
女子団体戦（全12チーム）
（第1位）デンソー
（第2位）中国電力ライシス
（第3位）愛知工業大学
サンリツ

2 課題のまとめ

(1) 競技・式典運営について

- ・試合進行については大きな問題や混乱なく運営いただいた。しかし式典進行など、あらかじめ予行練習ができると思いられる部分があった。

(2) 競技会場について

- ・弁当引換所が競技本部から遠い場所にあり、競技役員には不便な場所であったため、2日目からは11時時点で競技役員のを競技本部に持っていった。
→本大会時は、競技本部により近い場所に弁当引換所を設置できるよう検討する必要がある。
- ・選手入口が分かりづらく、総合体育館の正面入口から入るチームもあった。
- ・リハーサル大会は選手・関係者ゾーンと一般観覧者ゾーンを分けたが大きな問題はなかったと思われる。一般観覧者も多い時で150人ほどであった。
→来年度の本大会はゾーンを分けない方向で検討中である。観客席が満席になる時もあると思われるので、適切な誘導や警備が必要となる。

- ・練習会場である東明館中学・高等学校の正門入口から体育館まで迷われているチームがあった。
→あらかじめ参加チームには練習会場図をお送りしていたが、重ねての周知が必要である。

(3) 輸送交通について

- ・競技初日が雨天であり、総合体育館からの帰りのタクシーに1時間以上待つチームがあった。2日目以降は夕方にタクシーを総合体育館前に待機いただいた。
- ・第2駐車場（多目的グラウンド前の駐車場）を一般駐車場としていたが満車近くなることもあった。
→本大会時は一般駐車場としてより広いスペースを確保する必要がある。



SAGA2024基山町弁当調製施設の選定について

令和5年5月より町内業者に弁当調達業務の意向調査を行ったところ、2業者から希望する旨の回答がありました。

令和5年8月より「SAGA2024基山町弁当調製施設選定基準」に基づき、「SAGA2024基山町弁当調製施設募集要領」により町内業者に限り弁当調製施設を募集したところ、1業者からのみ応募があり、提供可能数が必要数に満たなかったため、町外業者も対象とし追加募集をしたところ、さらに1業者から応募がありました。

つきましては、応募がありましたこの2業者をSAGA2024基山町弁当調製施設に選定します。

1 選定業者

株式会社三栄（市場バリューサンエー）

株式会社ヒライ

※一日あたりの必要数（とちぎ国体実績）

- ・ 幹旋弁当（主に選手用）：最大 130 食
- ・ 支給弁当（主に競技役員用）：最大 380 食

※メニューについては各業者で佐賀県（基山町）の特産物を入れていただきながら、日替わりで考えていただく。

※提供時は、右写真のとおり包装紙で包装し提供する。

（参考：かごしま全障スポ大会のお弁当）



(参考)

SAGA2024基山町弁当調製施設募集要領

1 趣旨

この要領は、SAGA2024基山町弁当調達要項に基づき、SAGA2024に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に提供する弁当の調製施設の募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

SAGA2024基山町実行委員会

3 業務内容

昼食弁当の調製、搬入及び弁当容器の回収

4 応募要件

次にあげる全ての要件を満たしていること。

- (1) SAGA2024基山町弁当調製施設選定基準を満たしていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (4) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 応募時点で、納期限の到来した町税等を完納している者であること。
- (6) 基山町内に本社又は営業所を有していること。

5 応募方法

次の書類を郵送又は持参によりSAGA2024基山町実行委員会事務局に提出すること。

- (1) 弁当調製施設応募票（様式第1号）
- (2) 弁当調製施設調査票（様式第2号）
- (3) 町税等の滞納がないことの証明書
- (4) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (5) 食品賠償保険証の写し（加入している場合）

6 募集期間

令和5年8月1日（火）から令和5年10月13日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝祭日を除く）。郵送の場合は締切日必着。

7 選定方法

提出された応募票等に基づき審査を行い、SAGA2024基山町実行委員会が弁当調製施設を選定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

8 その他

- (1) 各様式はSAGA2024基山町実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるがSAGA2024基山町実行委員会の弁当調達業務に限り使用する（関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。

9 提出・問合せ先

SAGA2024基山町実行委員会事務局（基山町まちづくり課内）

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

TEL：0942-85-7686 FAX：0942-92-0741

Mail：kokusupo-2@town.kiyama.lg.jp

(参考)

SAGA2024基山町弁当調製施設募集要領（追加募集）

1 趣旨

この要領は、SAGA2024基山町弁当調達要項に基づき、SAGA2024に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に提供する弁当の調製施設の募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

SAGA2024基山町実行委員会

3 業務内容

昼食弁当の調製、搬入及び弁当容器の回収

4 応募要件

次にあげる全ての要件を満たしていること。

- (1) SAGA2024基山町弁当調製施設選定基準を満たしていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (4) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 応募時点で、納期限の到来した町税等を完納している者であること。

5 応募方法

次の書類を郵送又は持参によりSAGA2024基山町実行委員会事務局に提出すること。

- (1) 弁当調製施設応募票（様式第1号）
- (2) 弁当調製施設調査票（様式第2号）
- (3) 町税等の滞納がないことの証明書
- (4) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (5) 食品賠償保険証の写し（加入している場合）

6 募集期間

令和5年11月10日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝祭日を除く）。郵送の場合は締切日必着。

7 選定方法

提出された応募票等に基づき審査を行い、SAGA2024基山町実行委員会が弁当調製施設を選定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

8 その他

- (1) 各様式はSAGA2024基山町実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるがSAGA2024基山町実行委員会の弁当調達業務に限り使用する（関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。

9 提出・問合せ先

SAGA2024基山町実行委員会事務局（基山町まちづくり課内）

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

TEL：0942-85-7686 FAX：0942-92-0741

Mail：kokusupo-2@town.kiyama.lg.jp

(参考)

SAGA2024基山町弁当調製施設選定基準

SAGA2024において、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調整施設の選定基準は、次のとおりとする。

1 営業条件について

- (1) 基山町内に本社又は営業所があり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有している施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 基山町税について滞納がないこと。

2 衛生管理体制について

- (1) 国スポ開催前の過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) HACCPシステムによる衛生管理に取り組んでいること、又は「大量調理施設マニュアル」（平成9年3月24日厚生省発行）に基づく対応を実践できる施設であること。
- (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が直近（6か月以内）で80点以上であること。
- (4) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国スポの開会日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (6) 食品賠償保険等に参加していること、又は国スポ開催期間中参加できること。
- (7) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理できる冷蔵車等を利用して適切に運搬できること。
- (8) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、弁当容器への表示（名称、原材料名（食品添加物、アレルギー物質等の表示を含む。）、消費期限（時刻まで表示）、保存方法、製造所所在地、製造者名、その他実行委員会が指示する表示等）を行うこと。

3 弁当調製能力・対応能力について

- (1) 調整能力が、1日当たり最大100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが、5日以上可能であること。
- (4) 単価に応じた弁当の調製、栄養価バランス・カロリー等に配慮したメニューの提供が可能であること。
- (5) 実行委員会が定める弁当料金による調製ができること。
- (6) ダンボール箱等に梱包して納入ができること。
- (7) 実行委員会が定める容器、包装紙等での提供が可能であること。
- (8) 前日の午後6時までの発注（変更・取消含む。）で、消費期限を当日の午後3時以降に指定した弁当を午前10時30分までに実行委員会が指定した場所に納入できること。